

ブルテン No. 2021-02

2021年8月9日

エントラント及び関係 各位

富士スピードウェイ株式会社

2021 富士スピードウェイ一般競技規則改定のお知らせ

2021 富士スピードウェイ一般競技規則を以下の通り変更し、2021年9月25日より適用する。

(変更箇所：太字下線部)

第3章 参加車両

第13条 車両・エンジンの変更

- 1.参加申し込みが正式受理された後の車両変更は、参加車両が故障、破損その他やむを得ない事情があるときを除いて認められない。
- 2.やむを得ない事情による車両変更は、各競技会特別規則に定める参加車両規定に合致した同一エントラントの同部門、同クラスの車両に限り許される。
- 3.公式車両検査までに車両変更を行う場合には、車両仕様書を新たに提出し、車両変更手数料を添えて競技会事務局を通じて競技長宛に届け出て、承認を得るものとする。
- 4.公式車両検査が終了したのちの車両変更は、車両仕様書を新たに提出し、競技会事務局、競技長を通じて競技会審査委員会の承認を受けなければならない。ただし、公式車両検査終了後の車両変更は必ず改めて車両検査を受けなければならない。車両変更手数料のほかに再車検手数料を必要とする。申請期限は当該クラスの公式予選が始まる30分前までとする。
- 5.公式予選後の車両変更については第28条3.(3)を参照。
- 6.公式車両検査が終了したのちのエンジン交換は、競技会事務局に申請し、技術委員長の承認を得るものとする。再車検手数料を必要とし、あらためて車両検査を受けなければならない。

以上